

[事案 23-219] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 8 月 29 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 23-220] の申立人の妻であり、同一の保険会社に対して申立を行ったもの。

<事案の概要>

銀行を窓口として契約した一時払終身保険について、募集人（銀行員）の説明不十分等を理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

銀行窓口で一時払終身保険を勧誘され、平成 23 年 9 月に一時払保険料 1,000 万円で契約を申込んだが、募集時に、中途解約すると元本割れする可能性があることの説明を受けておらず、定期預金のような商品であると勘違いして契約した。また、視力（老眼）と聴覚（難聴）の問題から、募集人の説明が理解できなかったため、契約を無効とし、払い込んだ保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットその他の募集資料を使用して適切な募集を行っており、「提案書」に記載された「死亡保険金額・解約払戻金額例表」を示し、申立人に対して 92 歳になって初めて解約払戻金が一時払保険料を上回ることを説明している。
- (2) 申立人と募集人は、本契約の説明・申込時に、支障なく会話をしており、申込書等の記載も正確で、本件申込みに支障があるほど聴力及び視力に難があるとは認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、①不利益事実の不告知による取消し（消費者契約法 4 条 2 項）、②錯誤による無効（民法 95 条の本文）を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条に基づき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 消費者契約法 4 条 2 項に基づく取消しについて

保険商品の説明は、通常、募集資料を使用し、その内容に則して行われ、募集人も、資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。そして、募集時に提示された「提案書」に記載された解約払戻金額例表には、申立人の年齢に応じた解約払戻金額が記載されており、契約後から 91 歳までの解約払戻金額は一時払保険料を下回り、92 歳になって初めて上回ることが記載されている。また、元本が保証される旨の記載はどこにもないので、募集人の説明は、この内容に則していたと認められる。よって消費者契約法 4 条 2 項に基づく取消しは認められない。

2. 錯誤無効について

本件においては、申立人に聴力障害と視力障害があり、これによって募集人の説明内

容等を必ずしも十分に理解できなかった可能性があることについて検討すると、申立人は事情聴取において「予定利率」について多く言及し、本契約の利率が良いと考えていた旨を陳述しており、「提案書」に記載されている「予定利率 1.05%」の記載を預金の利率と同じものと誤認し、本契約が預金と同様に元本保証のある商品と誤認したことが窺える。そして、申立人の聴力障害と視力障害の程度は必ずしも明らかではないが、これらが原因で、募集人が募集資料を提示して、口頭で適切な説明を行ったとしても本契約の内容を正確に理解できず、錯誤に陥った可能性はある。

しかし、募集人が、申立人の聴力障害や視力障害を認識する余地があったとは認められないこと、800万円および200万円もの大金を運用する契約を締結するに際し、商品の内容の説明が聞こえなかったり、資料の文字が見えないことによって、商品内容について理解できないのであれば、その事実を募集人に伝え適切な説明を求めるべきであったのに、告げなかったことにより、聴力障害や視力障害を前提とした適切な説明を受けられなかったことからすると、錯誤に陥ったことについて申立人に重大な過失があったと評価せざるを得ず、よって、申立人から錯誤無効を主張することはできない。